

第5章

中国調査

基本的属性：子どもの年齢・通園施設とクラス・出生順位

子どもの平均年齢は4.6歳、標準偏差は 1.05

回答者の調査当該児は第1子が 89.6%で基本的に一人っ子

図 5-1 子どもの年齢

N=1074

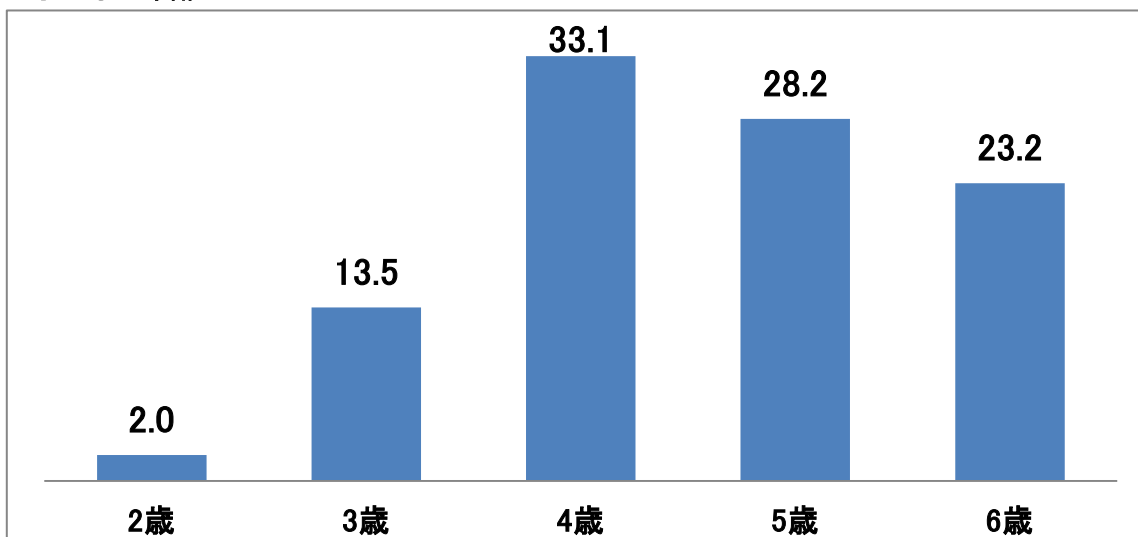


図 5-2 通園施設とクラス

N=1074

子どもの平均年齢は、4.6 歳であり、そのうち男児は 49.2%、女児は 50.4%であった。また、通園施設とクラスは、幼稚園大班(5歳児)が 26.7%、幼稚園中班(4歳児)が 30.4%、幼稚園小班(3歳児)が 35.5%、幼稚園託児班(2歳児)が 7.4%であった。通園施設は公立と私立の幼稚園および託児所で構成されている。

出生順位は、第1子が 89.6%、第2子が 9.8%、第3子以降は 0.7%であった。調査対象となる当該児の約9割は、第1子目であった。回答者の家族構成全体では、第1子目は 98.8%、第2子目は 15.2%、第3子目は 0.5%と一人っ子の割合が高かった。

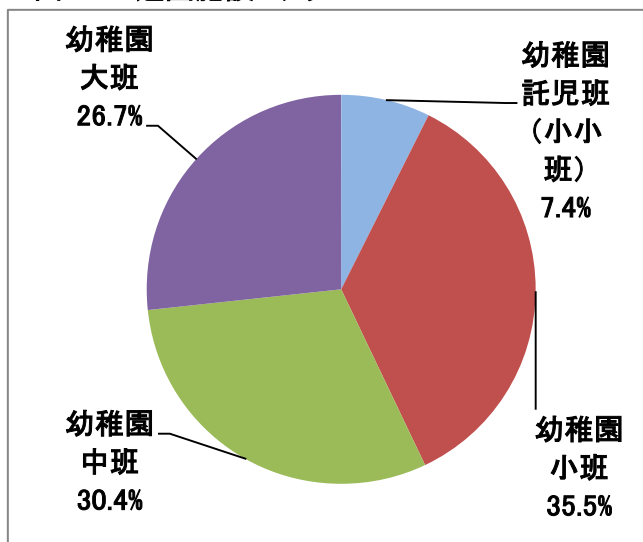
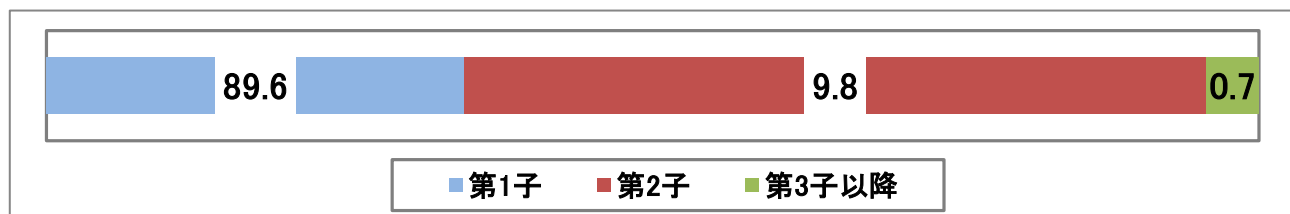


図 5-3 出生順位

N=1074



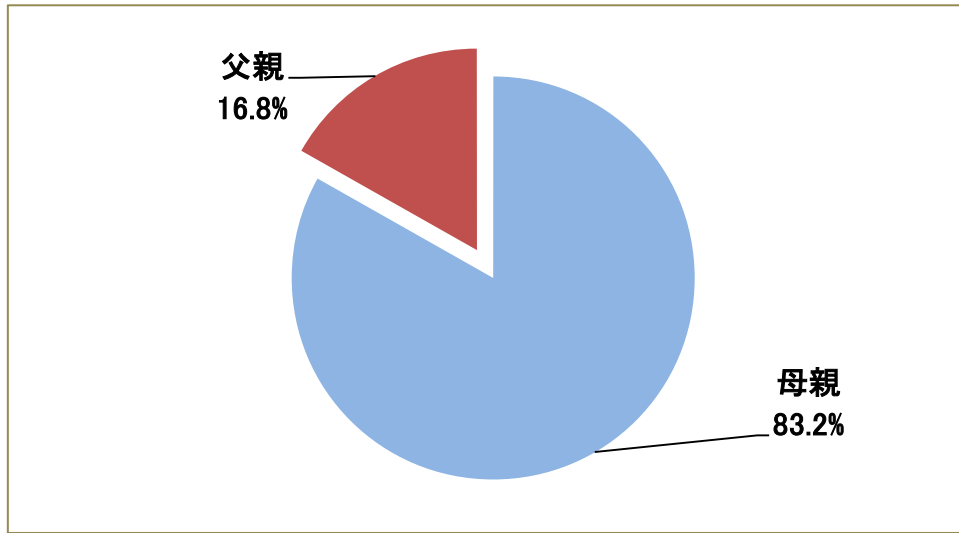
回答者の父母の割合・同居家族

回答者の 83.2%は母親で、父親は 16.8%

三世帯同居で最も多いのは、「回答者の母親」が約 4 人に 1 人

図 5-4 回答者の父母の割合

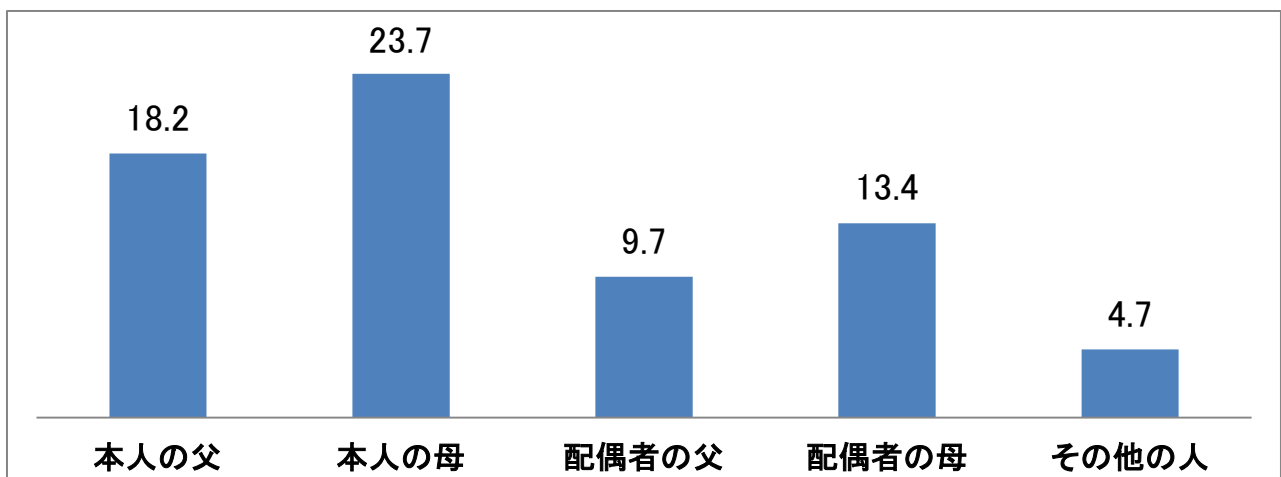
N=1074



回答者の割合は、母親が 83.2%、父親が 16.8%であった。しかし、日本と比較すると、日本の父親の回答率は 1.8%であり、中国では日本の9倍以上の父親が回答していた。

図 5-5 同居家族

N=1074



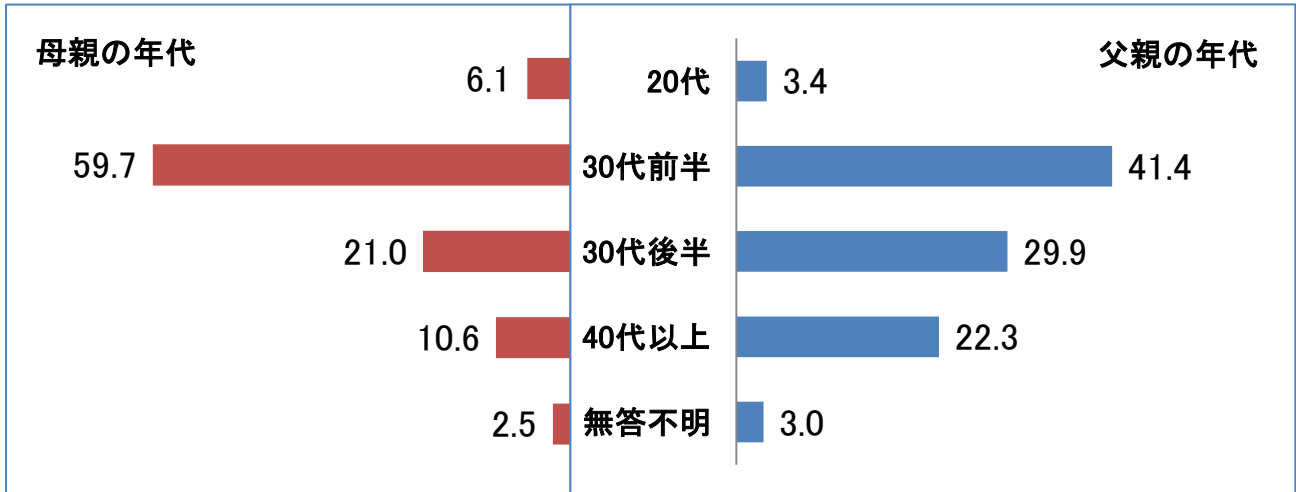
回答者の同居家族は、子どもは 98.7%、配偶者は 96.3%であった。それ以外の同居家族は、回答した本人の母が 23.7%で最も多く、次いで本人の父が 18.2%、配偶者の母が 13.4%、配偶者の父が 9.7%、その他の人が 4.7%であった。

父母の年代と職業

父母の年代は 30 代前半、各国と比較すると年代が低い
 父母の職種で最も多いのは会社員、割合の多い職種が共通

図 5-6 保護者の年代

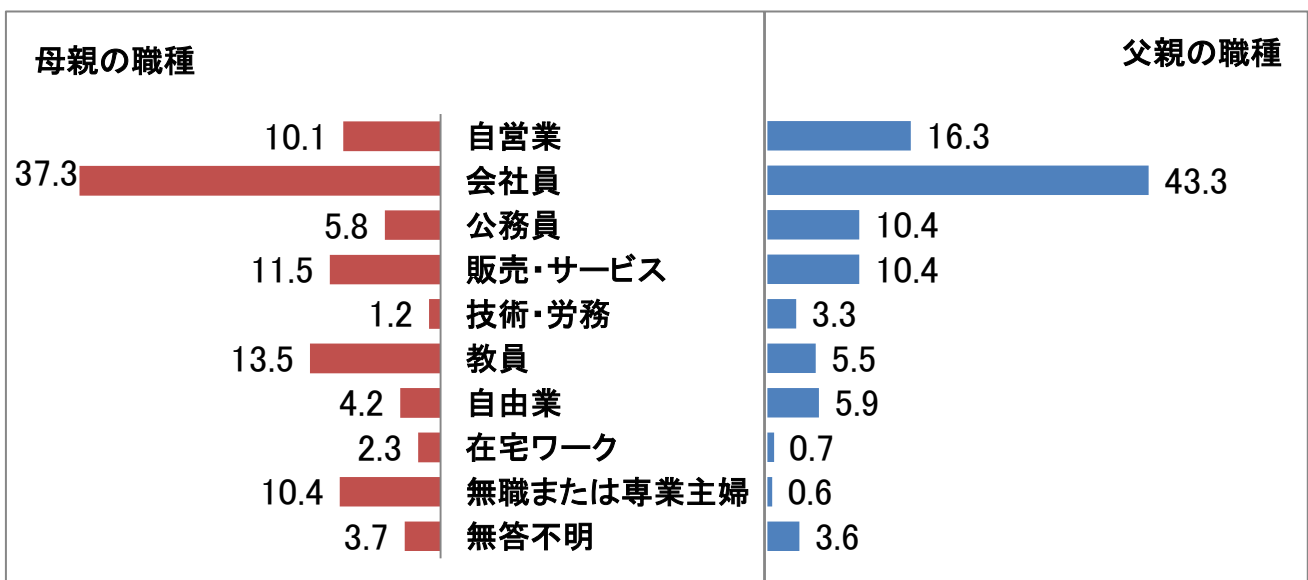
N=1074



母親の年齢は、30 代前半が 59.7%で最も多く、次いで 30 代後半が 21.0%であり、8割が 30 代で中心を占めている。父親の年齢は、30 代前半が 41.4%で最も多く、次いで 30 代後半が 29.9%であった。母親と父親では、父親の方が高年齢の傾向が見られるが、本調査の各国と比較すると父親の年齢が低い傾向を示した。

図 5-7 保護者の職業

N=1074



回答者の父母の比率は、母親 83.2%、父親 16.8%であった。母親の職種は、会社員が 37.3%で最も多く、次いで教員が 13.5%、販売・サービス業が 11.5%と続いた。配偶者の職種は、回答者と同様に会社員が 43.3%で最も多く、次いで自営業が 16.3%、販売・サービス業と公務員が 10.4%であった。

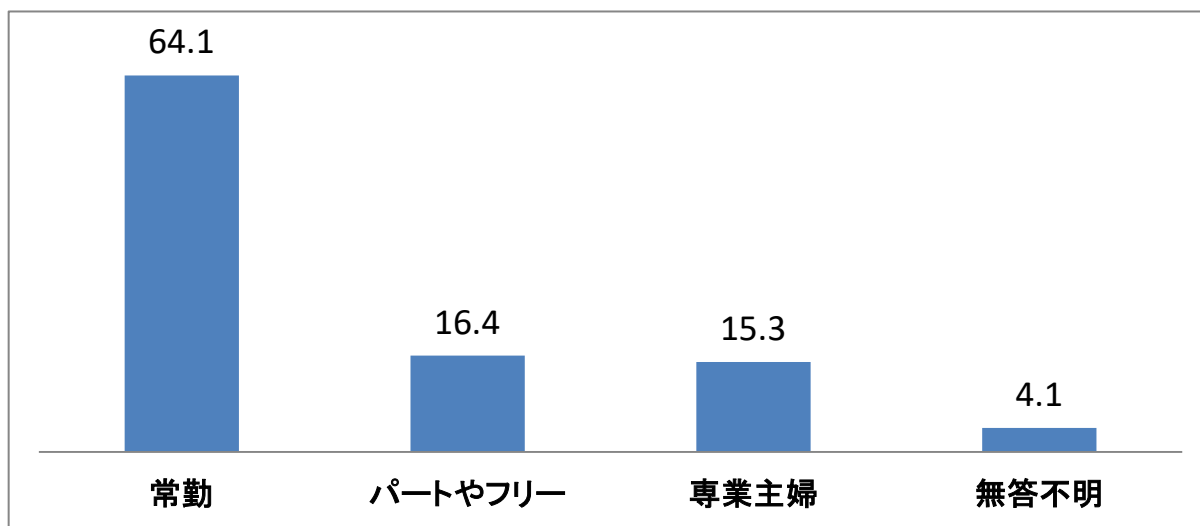
母親の就労状況・回答者の最終学歴

母親の8割以上が働きながら子育てをしている

回答者の最終学歴は高等教育修了者が84.9%

図 5-8 母親の就労状況

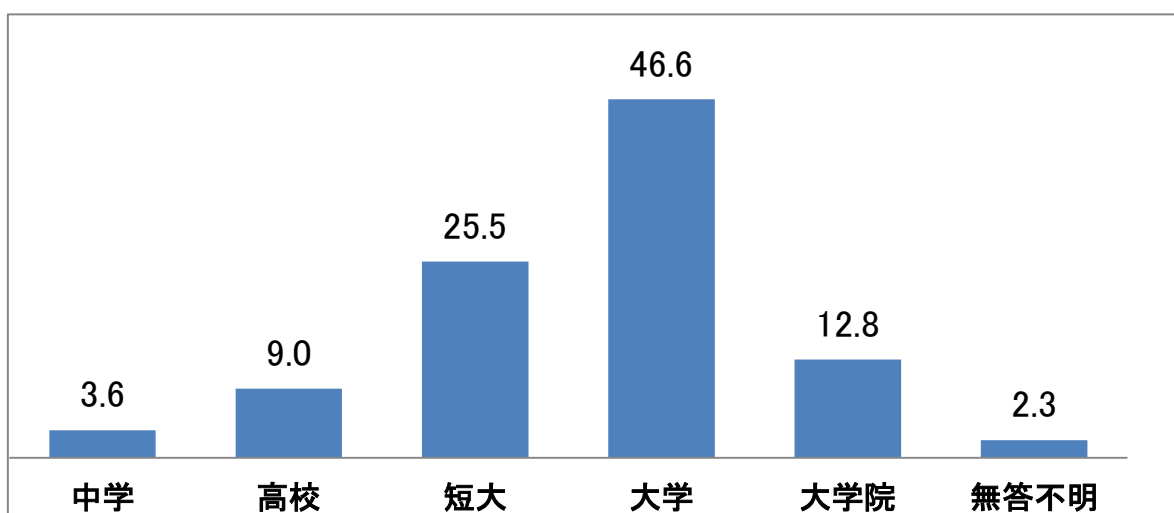
N=894



母親の就労状況は、常勤が64.1%で最も多く、次いでパートやフリーが16.4%、専業主婦が15.3%であった。子育てをしながら常勤やパートやフリーで働いている母親は80.5%と全体の多くを占めていた。

図 5-9 回答者の最終学歴

N=1074



回答者の最終学歴は、大学卒が46.6%で最も多く、次いで短大卒が25.5%、大学院卒が12.8%、高校卒が9.0%と続いた。そのうち、短大、大学、大学院の高等教育を受けた保護者が79.4%を占めていた。一方で、最終学歴が義務教育である中学までの保護者は2.9%と少ない。図 5-4 に示すように、回答者の割合は父親が16.8%であることを含めても、都市部の一人っ子政策後に育った高学歴な保護者が調査対象者の中心である。

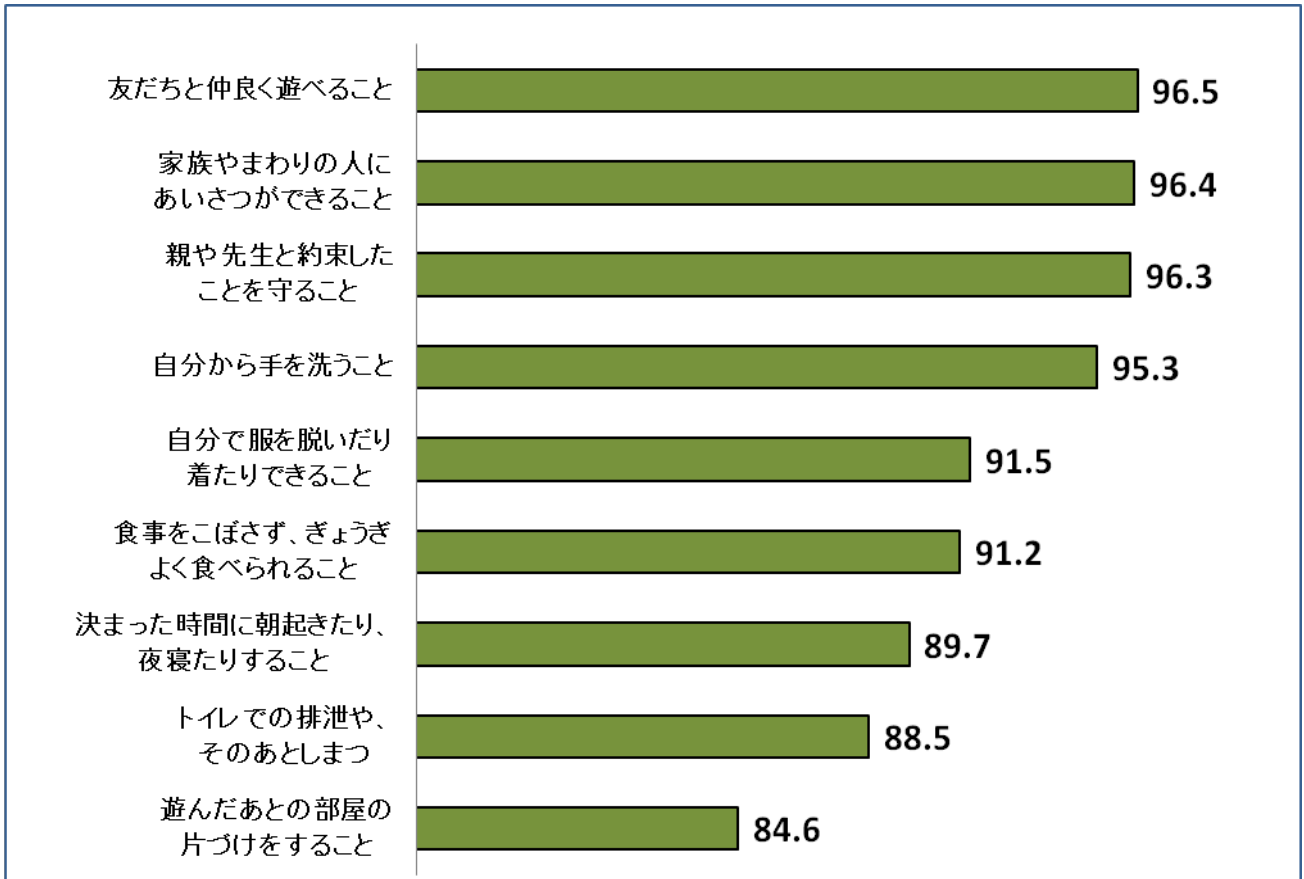
Data34 心がけているしつけや生活習慣

友だちづきあい、家族や先生へのあいさつ、約束を守る社会性。

心がけている生活習慣は、手洗い・着衣・食事マナーなど自立の育成

図 5-10 心がけているしつけや生活習慣（とても+やや心がけている）

N=1074 (%)



子育てをしている中で、心がけているしつけや生活習慣の9項目を4段階で一つだけ選んでもらった。その内、「とても心がけている」と「やや心がけている」を合算した結果が上の図5-10である。

1位は「友だちと仲良く遊べること」96.5%、2位は「家族やまわりの人にあいさつができること」96.4%、3位は「親や先生と約束したことを守ること」96.3%であった。

この上位3項目はいずれも人間関係を円滑に進めるために不可欠な要素である。中国の都市部では子どもは一人っ子のために、幼少時からまわりの人との協調性や社会性を育成することを優先しているのが伺える。

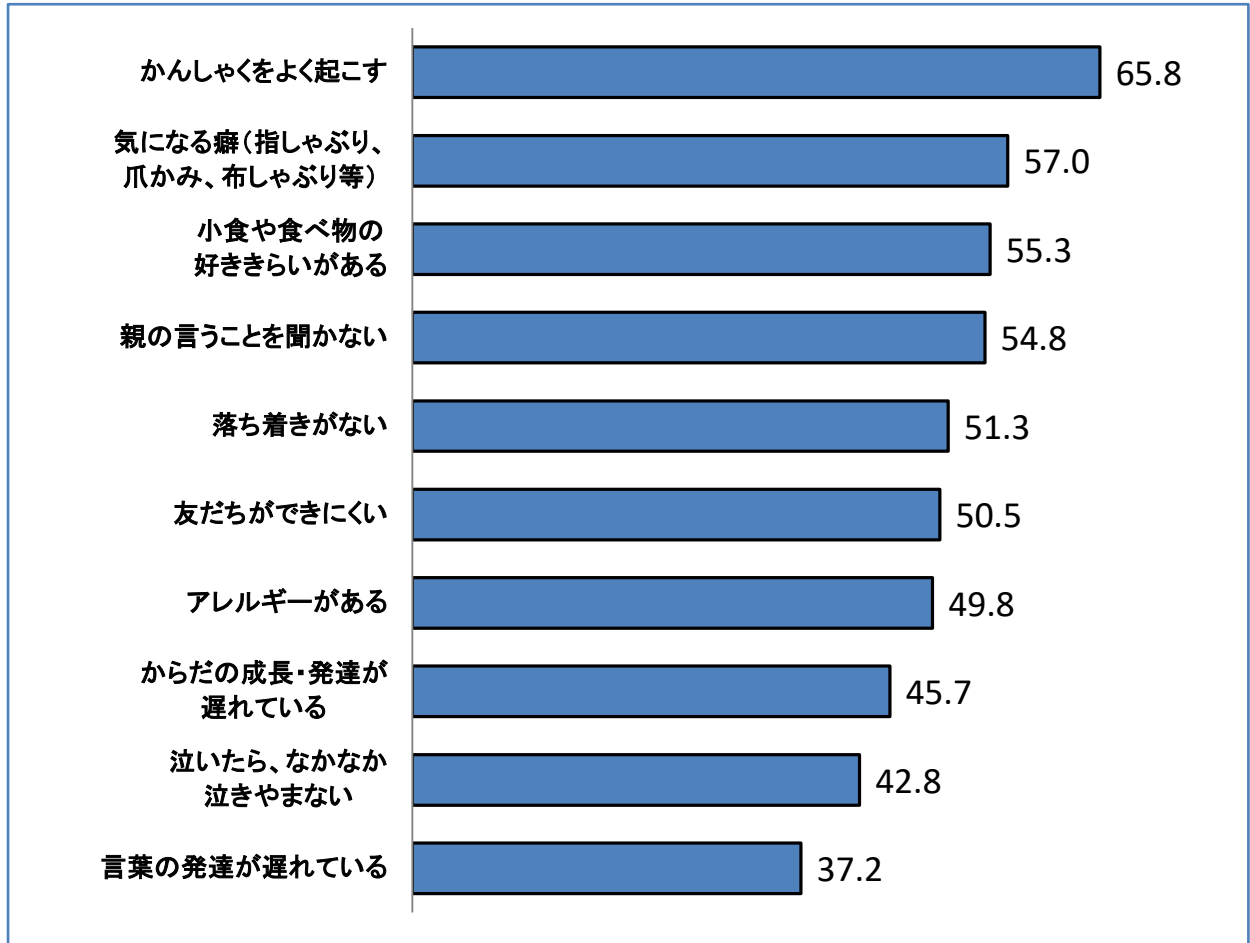
また、それらに続く4位は、「自分から手を洗うこと」95.3%、5位は「自分で服を脱いだり着たりできること」91.5%、6位は「食事をこぼさず、ぎょうぎよく食べられること」91.2%であった。親が心がけているのは、自分のことを自らできる自立心の育成であるが、なかでも4位の手洗いは子どもの健康に直接的にかかわっている清潔意識である。7位から9位は、「決まった時の寝起き」、「トイレの排泄やそのあとしまつ」、「遊んだあとの部屋の片づけ」で、毎日の生活習慣を身につけることであるが、いずれも9割前後が心がけており、30代の保護者のしつけに対する意気込みが伝わってきた。

Data35 子どもの気になる性格や態度

子どもの気になる性格や態度・様子は、①かんしゃくをよく起こす
②気になる癖 ③小食や食べ物の好ききらいが上位3項目

図 5-11 子どもの気になる性格や態度 (とても+やや気にしている)

N=1074 (%)



毎日の子育ての中で、子どもの気になる性格や態度 10 項目について、どの程度に気がかりかを 4 段階でたずねた。「とても気にしている」と「やや気にしている」を合算した結果が上の図 5-11 である。

1 位は「かんしゃくをよく起こす」65.8%で、他の項目に比べて多くの親が困っており 65.8%であった。「かんしゃくをよく起こす」と答えた親は、「泣いたらなかなか泣きやまない」、「友だちができてにくい」、「落ち着きがない」、「親の言うことを聞かない」など他の多くの気がかりも兼ね合わせて抱えていた。2位は「気になる癖(指しゃぶり、爪かみ、布しゃぶり)」で57.0%、3位は「小食や食べ物の好

ききらいがある」55.3%、4 位は「親の言うことを聞かない」54.8%、5 位は「落ち着きがない」51.3%であった。いずれも5割を超えており、子どもの年齢に関係なく、2人に1人以上の親が気にかけていた。

これらの上位項目は、一人っ子が多い家庭(98.6%が一人っ子)の中で、子どもがかんしゃくを起こす、きらいな食べ物を拒否するなどの実力行使をしていることに親が手を焼いている様子が表れていた。さらに、「アレルギーがある」、「からだの成長・発達が遅れている」、「言葉の発達が遅れている」など、子どもの心身の健康に関する気がかりも 4 割から 5 割の親があげていた。

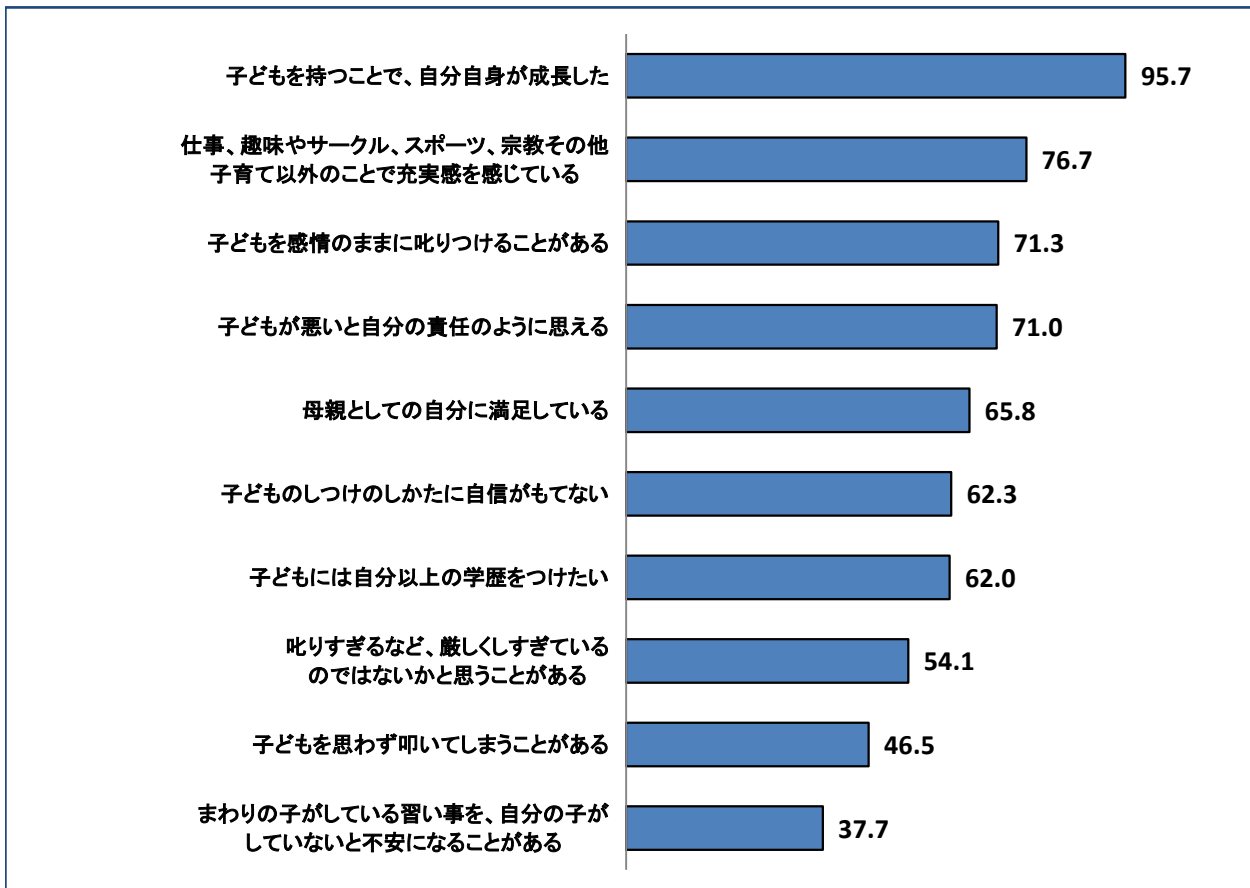
Data36 母親の子育て生活の受け止め方

自分自身の成長や働く母親としても自尊感情が高いのが特徴。

その一方、子どもへの教育期待感や子育てへの不安感も混在。

図 5-12 母親の子育て生活の受け止め方

N=894 (%)



子育て生活を母親はどのように感じているのかを 17 項目について 4 段階でたずねた。「とてもそう思う」と「ややそう思う」を合わせた結果の上位 10 項目が上の図 5-12 である。

1 位は「子どもを持つことで自分自身が成長した」で 95.7%であった。2 位は「仕事、趣味やサークル、スポーツ、宗教その他子育て以外のことで充実感を感じている」76.7%という高数値で、中国の都市部では女性の就職率が普遍的に高く、回答者の 80.5%が働く母親であった。

また、「母親としての自分に満足している」と答えた人は 65.8%おり、現状を肯定的に受け止める自尊感情が

高いのが特徴的であった。

その一方では、子どもへの教育期待感や不安感も高く、「子どもには自分以上の学歴をつけたい」は、62.0%で 3 人に 2 人、「まわりの子がしている習い事を、自分の子がしていないと不安になることがある」は 37.7%で 3 人に 1 人があげていた。

さらに、「子どもを感情のままに叱りつけることがある」は 71.3%、「子どもが悪いと自分の責任のように思える」71.0%、「子どものしつけのしかたに自信がもてない」が 62.3%と 6 割から 7 割以上の母親があげており、一人目の子育てを送る中での喜びと不安感が混在していた。

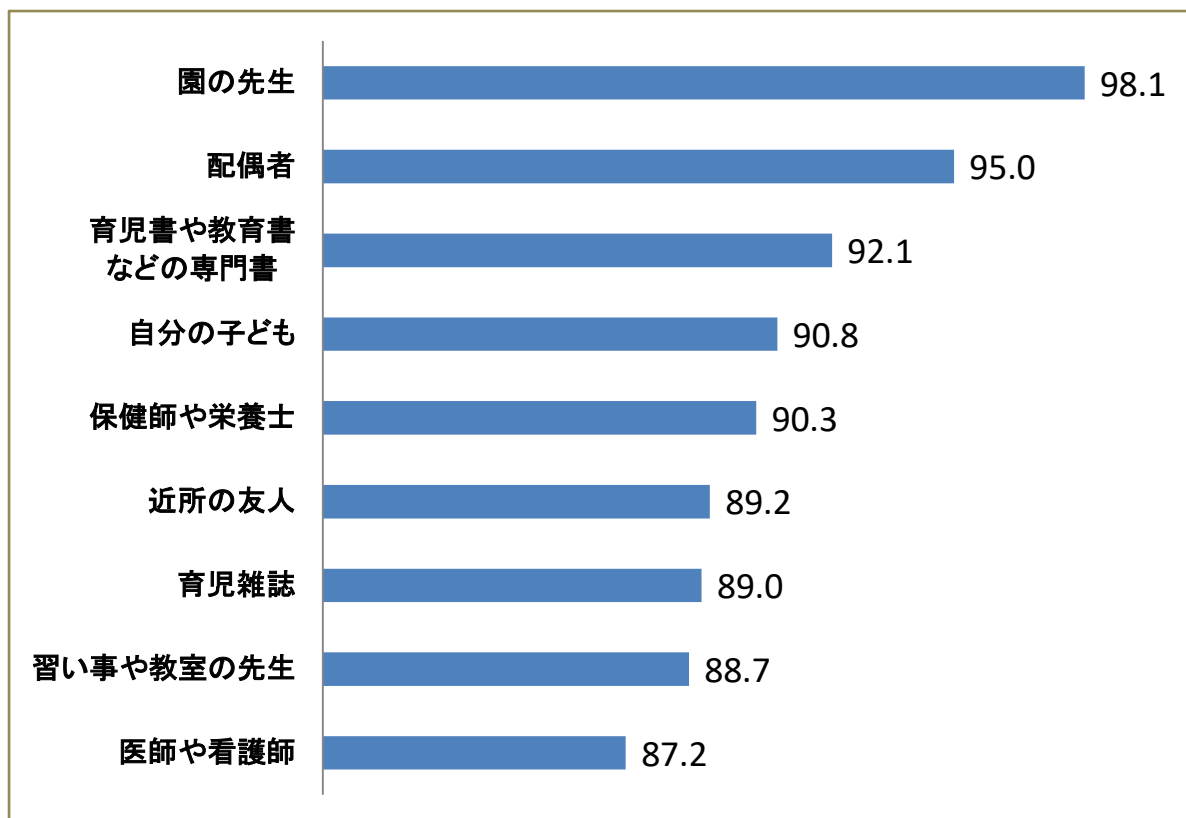
Data37 保護者が活用するしつけ・教育の情報源

上位9項目の3分の2は専門家やメディア。家族や友人も高信頼。

高信頼情報源は「園の先生」、高不安情報源は「電話相談や相談機関」

図 5-13 保護者が活用するしつけ・教育の情報源・上位9項目

N=1074 (%)



保護者がまわりの家族や友人など身近な相談相手からさまざまなメディアまで 17 項目の「しつけ・教育情報源」をどのくらい活用しているのかを 4 段階でたずねた。「とても活用している」と「やや活用している」を合わせてパーセントにしたのが図 5-13 である。

その結果は、「園の先生」が 98.1% で第 1 位であった。2 位には、「配偶者」で 95.0%、3 位は、「育児書や教育書などの専門書」92.1%、3 位には「自分の子ども」90.8%、4 位には「保健師や栄養士」90.3% と上位 5 項目は、すべて 9 割以上であった。6 位には、「近所の友人」が 89.2% で入っているが、基本的には、10 位までにあげられたの

は、育児教育や子どもの健康に関する専門家や専門書籍である。保護者は子育てに関しては、なにより権威のある専門情報を求めていることが明らかであった。

さらに別の設問では、17 項目の活用情報源の中から、最も信頼している情報源と最も不安になった情報源をたずねた。最も信頼する情報源(高信頼情報源)は、1 位が「園の先生」で、2 位は「育児書や教育書などの専門書」であった。ここにも保護者の園の先生に対する絶大な信頼感が表れていた。また、最も不安になった情報源(高不安情報源)としては、1 位は「電話相談や相談機関」で、2 位は「インターネットやブログ」となっていた。

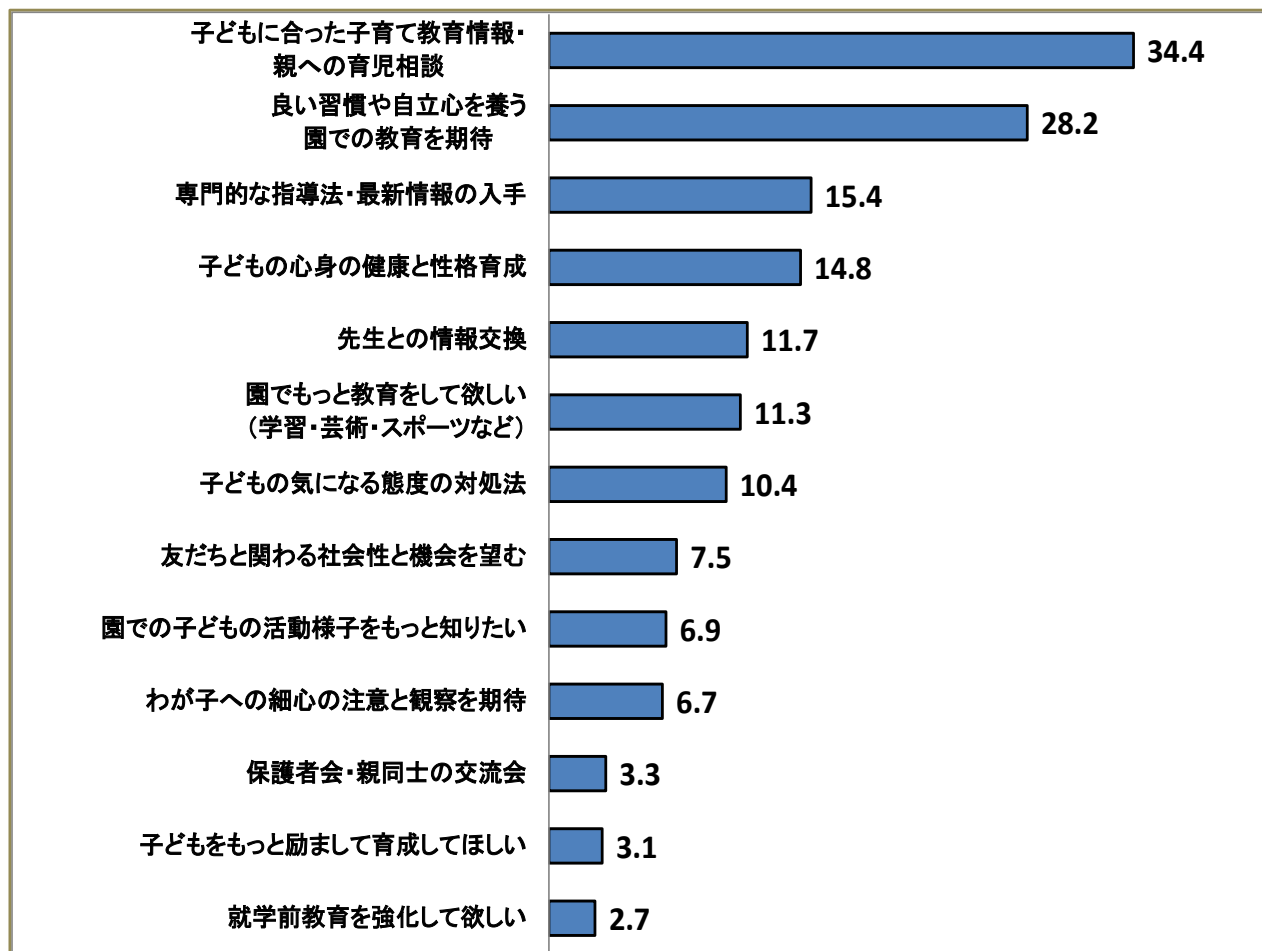
Data38 子育てへの提言についての自由記述(中国)

子どもの教育への関心が高く、園生活や先生にも熱い期待

子どもに合った子育て・教育方法など情報がほしいが 34.4%

図 5-14 保護者の子育て支援への提言・上位 13 項目

N=479 (%)



子育て支援について自由に記載してもらった。記入してくれたのは 479 人(44.6%)であった。その内容は 774 件であった。

第1位は、育児の情報が欲しい、子どもの個性や性格に合った教育法を知りたいなど「子どもに合った子育て法や教育法などの情報がほしい」で 34.4%であった。第2位は勉強など学習面と同時に良い性格の育成で、「良い習慣や自立心を養う園での教育方針を期待している」28.2%、第3位は子どもの心理・教育方法・育児知識など「専門的な指導方法や最新教育情報を入手したい」15.4%であった。

続いて、「子どもの心身の健康と性格育成について」14.8%、「先生との情報交換を希望」11.7%、「学習・芸術・スポーツなど園でもっと教育をしてほしい」11.3%、「子どもの気になる態度の対処法」10.4%であった。

子どもの個性や性格に合った育児・教育法で、子どもの能力・人格などを向上させたいと強く望んでいる。そのためには最新情報を入手したいし、専門家からの指導・助言を求めている。当然のことながら、子どもが通園している幼稚園への要望も、学習面のみならず良い習慣形成・自立心など精神面への期待、先生の教育方針・内容への期待も強くなっていった。

自由記述の具体的内容

中国調査の設問としては政策や行政への提案は含めず、園生活や地域での子育て支援に焦点化して保護者の意見を尋ねた。それらの代表的な記述を以下に紹介する。

● 教育についての情報がほしい

「年齢段階ごとの子供が身につけるべき生活能力と知識などを教えていただきたいです。」

(6歳・母親・33歳)

「どうやって子供の潜在力と特徴を発見しますか。」

(4歳・母親・38歳)

「どのようにしたら、子供の正しい人生観、価値観を養成して、今後優秀な人材になれさせますか。」

(6歳・母親・35歳)

「どのように子供の勉強と生活の良い習慣を養成しますか。どうやって愛があふれて、恩を感じる人に育成しますか。」

(6歳・父親・40歳)

● 幼稚園での教育を期待

「幼稚園で子供が正確的、系統的、立派な教育を受けられるように切実に期待しています。各方面の良い習慣と性格の養成に有効的な監督と援助をいただきたいです。」

(5歳・父親・47歳)

「先生たちが日常生活の中で、子供の良い生活習慣、勉強習慣と礼儀正しく人と付き合う習慣などを組織的、計画的に育成するように期待しています。」

(5歳・父親・34歳)

「仕事が忙しいですから、保護者がよりよく子供の勉強を補習できるために、先生に毎日に明確に勉強の重点を標記していただけませんか。」

(5歳・母親・30歳)

● 園との情報交換

「先生にわが子により細心の注意を払って、つねに親に子供の幼稚園にいるときの状況を報告し、その長所と短所、および、しつけるべきところと養成すべきところを教えていただきたいです。」

(5歳・母親・34歳)

「子供が幼稚園にいる時間が多いですから、先生が多く保護者と交流することを期待しています。お互いに子供に関する情報を交換して、多く子供を了解して、特に、わが子は心理的な変化がとても速いです、楽しくてもすぐおこりますから、そういう時、どう対応すればいいですか。」

(5歳・母親・27歳)

● 専門的な助言

「専門家のご援助が要ります。たとえば、健康、性格、特徴、能力などの養成について、専門的なご意見。」

(4歳・母親・32歳)

「もっと専門的な先生に私たちに育児知識を教えてください。専門家のご指導の下で、子供の心理を把握したいです。」

(4歳・父親・33歳)

「年齢ごとに子供の特徴と注意点を専門家に教えてください。」

(4歳・母親・33歳)

● 対処法を教えてください

「子供が気ままでルーズで、親はどうすればいいですか。2. 子供がなかなか座れなくて、勉強させるのはとても難しいです。どうすればいいですか。」

(3歳・母親・30歳)

● 育児の情報交換の場

「国、政府、社会がもっと子供の教育を重視して、コミュニティや幼稚園を単位として、保護者に育児の知識を教え、保護者たちが育児の経験を交換できる場所を設けていただけたら、助かります。そして、年齢別に子供向けの講演会を行って、素晴らしいストーリーを通して、子供に正しい人生観、健康的な心理と楽観的な生活態度を持たせるように期待しています。」

(6歳・母親・36歳)

● 安全管理

「ゆったりとした社会環境と健康的な生活環境。国が食品や衛生、特に飲食安全を厳しく管理するように期待しています。」

(6歳・父親・40歳)

● 教育費の軽減

「目前は、一番願っていることは、幼稚園の費用が減ることです。」

(3歳・父親・33歳)

● 二人目の子どもを

「みんな二人子を持てるように希望しています。二人子がいれば、子供の成長にもいいですし、社会の安定にもいいと思います。」

(4歳・母親・40歳)

(子どもの年齢・回答者続柄・年齢)

※全員幼稚園児

中国の子育て支援政策と園の現状

中国では、都市部の子育て女性の7割強はフルタイム勤務者である。働く女性を支援し、その利益を守ろうと様々な支援政策が打ち出されている。それは内容から分類すると、以下の三つに大別される。

1. 働く母親を保護する支援

一つは、働く女性を保護し支援するものである。

例えば、1988年に国務院(日本の内閣府に該当。以下同。)が出した「女性労働者に関する労働保護の規定」(原語:「女職工労働保護規定」)には、1歳未満児を持つ女性労働者に対して重労働、残業労働、夜間労働をさせないこと、哺乳時間を与えること、哺乳室、託児所、幼稚園等を設置することなどが規定されている。また、1986年に衛生部(日本の厚生労働省に該当。以下同。)は、「母子の厚生関連の条例」(原語:「婦幼衛生工作条例」)を出しているが、そこには乳幼児への系統的な保健管理、よくある幼児の病気に関して要因調査と分析をし、防止措置をとること、託児所・幼稚園への衛生・保健に関する業務指導の実施、科学的な育児を広げ、母乳による養育を推奨すること、乳幼児の早期保育・教育の強化などが規定されている。

2. 母子保健に関する支援

次は、母子の保健に関するものである。例えば、1994年の「中華人民共和国母嬰保健法」は、妊娠・出産女性の保健に関する支援を、医療保健機関に義務付けることを打ち出した。その中には、母子に対する保健指導、出産前の診断と検査の実施、胎児と新生児の保健に関する強化策、病弱児に対する医学的指導などが規定されている。さらに、7年後の2001年には「中華人民共和国母嬰保健法の施行方法」を打ち出すことによって、この法律の着実な遂行を促している。また、同じく1994年に衛生部と教育部(日本の文部科学省に該当。以下同)は共同で「託児所・幼稚園衛生保健管理方法」を公布した。その中には、保健室の設置、児童数に適する保健員の配置、児童の定期的健診、免疫及び伝染病に対する予防の強化、子どもが入園する時の健康診断の実施

などが規定されている。2009年に衛生部は「児童の保健に関する国の規範(試行)」(原語:「全国児童保健工作規範(試行)」)を打ち出し、厚生関連の地方行政機関に対して子どもの保健に関する具体的規範を示した。その内容は、胎児の発育状況を観測すること、妊婦に対する生活指導と心の指導を実施すること、新生児に対する予防接種、健康評価、訪問指導などを実施すること、乳幼児に対して保健カルテの設置、検診の実施(具体的に1歳児は年間4回、2歳児は2回、3歳児以上は1回)、発達の相談と指導、歯、聴力、弱視等の五官の健康管理などを実施することなど具体的な規定となっている。

3. 子ども自身の発展に関する支援

三番目は、子ども自身の発展に関するものである。21世紀に入って、国務院は10年ごとに児童の保護と発展に関する綱領的なものを出し続けている。2001年に出された「中国児童発展綱要2001-2010年」は、政府の目標として子どもの健康、こどもの教育、子ども保護の法的整備、子どもを巡る環境整備の四つの側面に言及している。健康に関しては、新生児の質の向上(優生保護的な意味)、妊婦の安全分娩の支援、乳児及び5歳以下児童の死亡率の縮小、児童の栄養水準の向上と体質の増強、児童の衛生保健教育の強化などの面に及んでいる。教育に関しては、9年間義務教育の99%の普及と特別支援児童の教育権の保障、就学前教育の実施、特に0~3歳児の早期教育の実現、中高校教育の普及、教育の質と効果の向上、家庭教育力の向上などが挙げられている。法的整備に関しては、児童の生存権・発展権・被保護権・参与権の保障、児童の合法的権利の侵害行為の禁止、未成年の犯罪の防止、法的訴訟時の未成年者の権利の保障、児童のための法的援助機関の設立などである。環境整備に関しては、児童が生きるための自然環境・社会環境の完備(例えば、衛生条件の改善、水質の改善、緑地の増加、余暇時間の増加、良好な家庭環境の構築、文化・スポーツ施設の建設)、苦しい立場にいる児童(障害児、孤児)の保護などである。

4. 10年間の施策検証と新たな支援政策

その10年後の2011年に公布された「中国児童発展綱要2011-2020年」では、まず今述べた2001年の「綱要」の4つの側面の目標がどれだけ実現したかを検証している。その上で、それぞれの目標に改善を加え、新たに福祉の側面のものを追加して、新しい目標として定めている。新しい目標を分野ごとに見てみると、健康に関しては、新たにエイズ・梅毒・結核・B型肝炎等感染症の防止、免疫接種の普及、0～6ヶ月乳児の母乳授与率の引き上げ(50%以上)、貧血率の縮小(5歳以下は12%以下、小中学生は2010年の1/3以下)、小中学生の視力低下・虫歯・肥満・栄養不良の防止、心の問題と精神的疾患の発生率の縮小、環境汚染の防止などを加えた。

教育に関しても、新たに0～3歳児の早期の総合的発達の促進、児童が公平に教育を受ける権利の保障、学校の標準化のレベルの向上、児童の総合的資質能力の向上などを加えた。法的整備に関しては、児童を保護・監護する制度の完備、16歳未満児童の労働禁止などを、社会環境(前の綱要の「環境整備」に当たる)に関しては、保護者の素質の向上、ネット・携帯電話・ゲームなどの影響からの児童保護、読書の習慣づけなどを新たに入れた。新たに加えた福祉に関しては、補充型福祉から普惠型(普遍的に恵まれる)福祉への変換、基本的医療の保障、流動児童(出稼ぎ労働者等流動人口の子ども)と留守児童(親の出稼ぎにより家で留守する児童)への公的サービスの基本的提供などを規定している。

このように、中国の子育て支援政策は、働く母親の仕事と子育ての両立への支援、母子健康の重視、子ども自身の発展に重点を置いているといえる。

5. 中国での幼稚園が果たす役割

一方、園(託児所・幼稚園)の現状についてであるが、中国では、園の大半が公立^{iv}である。そのため、大半の園は政府の方針の下で運営され、上に述べたような政府による子育て支援政策が実施されている。

中国の託児所・幼稚園の役割分担は、基本的に教育門管轄の教育機関である幼稚園は3～6歳児の教育・保育を行い、衛生部門管轄の託児所は0～2歳児のケアを

行っている。ただし、一人っ子政策後の保護者による家庭での手厚い育児の要望^v、及び伝統的家族・親族観の影響により、都市部では40%強の0～2歳児は託児所ではなく、親族等に預けられるというような状況もあった^{vi}。

しかし、託児所と幼稚園は幼児の保育と親の子育て支援において、依然として大きな役割を果たしている。実際、北京・上海の子どもは、1日10時間近くも幼稚園で過ごしていると報告されている^{vii}。さらに、親のニーズに合わせて、託児所と幼稚園は、託児方法を工夫し多様化を図り、全日制、寄宿制、半日制、季節制など様々なサービスを提供している。

このように、中国の託児所・幼稚園は、親の就労をサポートし、また子どもの保育・教育も行うという両面の役割を兼ね添えている。

中国の託児所と幼稚園事情に詳しい北京師範大学教授張燕^{viii}は、託児所と幼稚園の機能を、「共働きの保護者のニーズに対応し、サービス時間が長いたけだけではなく、3食おやつ付きの食事サービスも提供して親の負担を軽減するなど、託児サービスの社会的役割を上手く担っている。」と評価している。また、保護者からの「知的教育を増やしてほしい」「保護者同士が交流できるような支援をしてほしい」「子育て相談ができる場所になってほしい」などの要望について、張燕は、今後の更なる役割の発揮として考えるべき園の課題であると指摘している。

ⁱ 張燕は「北京の常勤者(フルタイム)の母親は全体の72.9%と東アジアの中では突出している」と指摘。「幼児の生活アンケート・東アジア5都市調査2010」ベネッセ次世代育成研究所。2013.3.4.アクセス。

http://www.benesse.co.jp/jisedaiken/research/pdf/research16_coment3.pdf

ⁱⁱ 本文の支援政策とは、中国の法律、政府機関の行政法規、規則、条例などを含むものを指す。政策の出典はそれぞれの機関のホームページである。

ⁱⁱⁱ 張春霞「政府が職責を履行することは幼児教育事業発展の大前提である」の中で「蘇州市の幼稚園の中で公立園は・・・70%を占める」と指摘。

<http://www.blog.cm.or.jp/lab/01/08.html> 2013.3.7.アクセス

^{iv} 一見 真理子「中国における早期の子育て事情『一人っ子』『市場経済化』『早期からの教育』の各政策のもとで」<http://www.blog.cm.or.jp/lab/01/30.html> 2013.3.5.アクセス。

^v 伝統的な中国人の価値体系の中では家族が他の何よりも中心的であり、子どもの養育・教育を通してこの価値観を実現すること(繆建東「家庭教育社会学」南京師範大学出版社、1999年

^{vi} 付国偉「中国都市部における子育ての特徴に関する調査研究」において「3歳未満児の預け先は託児所と親族はそれぞれ42.3%であり、家政婦とその他は3%と12%」と指摘。『立命館産業社会論集』2006年3月

^{vii} ベネッセ「幼児の生活アンケート・東アジア5都市調査2010」ベネッセ次世代育成研究所。2013.3.4.アクセス。

http://www.benesse.co.jp/jisedaiken/research/pdf/research16_coment3.pdf

^{viii} 張燕「幼児の生活アンケート・東アジア5都市調査2010」同前

中国の保育教育

1、概観

中国の保育教育は、従来から、主に託児所と幼稚園によって行われている。託児所は0～2歳児の保育に携わり、衛生部門の管轄である。幼稚園は3～6歳児の教育・保育を担当し、教育部門の管轄である。託児所も幼稚園も全日制・半日制・寄宿制などの多様な形の保育を行っている。80年代から始まった一人っ子政策後の保護者による家庭での手厚い育児の要望¹⁾、及び伝統的家族・親族観²⁾の影響により、都市部では40%強の0～2歳児は託児所にはなく、親族等に預けられている現状もある³⁾。

一方、「もともと幼稚園児の『保育(ケア)』については衛生部門が一貫して担当していたところに、90年代末より、0～3歳の『教育』についても教育部門が責任を負うことが明確になった⁴⁾」が、このことは、近年、中国の保育教育が、幼稚園を中心とする「学前教育」(学齡前教育。以下同。)に重点を移すようになったことを示している。

2、学前教育の改革

中国は高等教育を一貫して重視してきたが、2000年以降に政府が公布した教育関連の法規や政策は幼児教育(主に学前教育)に関するものの比重が大きくなり、学前教育を重視する傾向になったと言える。

政策のレベル順に見ると、例えば、2010年に発表した「国家中長期教育改革・発展計画綱要(2010～2020年)」では「学前教育の普及」に多くの頁を使って強調している。また、2001年に公布した「中国児童発展綱要」2001-2010年版も2011年に再び公布した2011-2020年版のどちらにおいても、学前教育の普及、幼稚園の数の増加、0～3歳児の早期教育の促進を訴えている。

さらに、2010年に公布した「当面学前教育を発展させ

るための国务院の意見」(原語:「国务院关于当前发展学前教育若干意见」)では、「学前教育の発展をより重要な位置づけに」「多種多様な形による学前教育の拡大」「公立幼稚園の発展に力を」「幼児教育教師の資質向上」などを挙げて、学前教育の重視を再び強調している。加えて、2012年には、教育部は「3～6歳児童の学習と発展のための指針(意見聴取稿)」(以下は「指針」。原語:「3～6歳児童学習与発展指南(征求意见稿)」)を打ち出した。その中で、具体的に「健康」「言語」「社会」「科学」「芸術」の5領域を指定して、学前教育の目標や内容について詳細な内容を規定した。学前教育は、理念語を掲げるだけのことから具体的行動計画の規定にまでなり、一前進をしたといえる。

3、学前教育の具体的内容

上記の2012年の「指針」は、学前教育の具体的内容を「健康」「言語」「社会」「科学」「芸術」の5領域に絞っただけでなく、各領域の「学習の目標」と「教育に当たっての具体的な提案」について、3～4歳、4～5歳、5～6歳の年齢層ごとに具体的に表示している。例えば、「目標」とは各年齢段階の最終時までには子どもたちが何を知るべきか、何ができるか、おおよそどの水準まで達成できるかに関する目標設定である。「提案」とは幼児の学習と発展を促すいくつかの有効な教育方法を列挙したものである。さらに、学前教育について以下の原則を提示している。①幼児の発達における法則と学習の特徴に従い、好奇心と興味関心を大切にすること、②幼児の心身における全面的発達に配慮し、局所的な発展のみを求めることのないようにすること、③幼児の発達過程における個人差を認め、それぞれの子どもが自らの発達速度と方法に従い、自分なりに高いレベルへと進歩し、結

果として「指針」の目標に到達すれば良いこと、の以上3点である。

4、幼稚園の人員整備

2013年1月に教育部は「幼稚園教職員の配置標準(暫定)」(以下は「標準」)を公布した。

公布日から即刻の実施に入り、幼稚園の整備に力を入れた。例えば「標準」は、教職員と子どもの比率(表5-1)、クラス規模と教職員の配置比率(表5-2)、及び園長や他の人員配置を規定して、それまでの人員配置数の曖昧さを是正し、幼稚園の保育環境整備を一步前進させた。

保育形態	教職員と子どもの比例	保育員・教員のみと子どもの比例
全日制	1:5~1:7	1:7~1:9
半日制	1:8~1:10	1:11~1:13

表5-1: 教職員と子どもの配置比例

年齢による班	班の規模	全日制		半日制	
		専任教員	保育員	専任教員	保育員
小班(3-4歳)	20~25人	2	1	2	条件が 整えば 1名を 配置
中班(4-5歳)	25~30人	2	1	2	
大班(5-6歳)	30~35人	2	1	2	
混齡班	≦30人	2	1	2~3	

表5-2: クラス規模と教職員と子どもの配置比例

(表5-1と表5-2の引用出典: 中華人民教育部ホームページ。
http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7027/201301/xxgk_147148.html)

5、教員の資質向上

中国では、教育の鍵は教員にあると一貫して言われているが、1994年実施の「中華人民共和国教師法」をきっかけに教員の資質向上を加速させた。

1995年に「教師資格条例」を公布し、教員の資格を幼稚園教師も含む7種類に整理している。2011年には「教師專業標準」と「教師教育課程標準」を制定し、より質の

高い教員養成を目指そうとしている。両「標準」の内容から保育教員の資質向上について読み取ることができる。

「教師專業標準」は、基本理念、基本内容、実施提案の3部構成である。基本理念は、その基本的スタンスが「子どもを中心に」となっていて、「師徳優先」と「能力重視」が加えられ3本柱で構成されている。基本内容は、「専門性の理念と教師の道徳」、「専門的知識」、「専門的能力」の3つに分かれている。実施提案は、この「標準」を実施する際の教育行政部門、教師教育機関、教育現場、教師自身に対する諸提案となっている。一方、「教師教育課程標準」は基本理念、課程目標、課程構成、実施提案の4部構成である。基本理念は、「育人為本(人を育てることを基本に)」「実践指向」「生涯学習」の3本柱である。課程目標は、以下の3つに分かれている。

- ①教育に対する信念と責任
- ②教育に関する知識と能力
- ③教育実践と体験

それぞれが、さらに、細かい具体的目標が掲げられている。課程構成は、①学習領域 ②授業項目ブロック ③単位数の3部に分かれ、それぞれに詳細な規定が記されている。最後の実施提案は、教育行政部門、教師教育機関に対する実施時の諸提案が書かれている。

このように、中国の保育教育は学前教育を中心とするものである。その質の保障として、幼稚園教職員の人員整備策や教員の資質向上策が挙げられる。

一見 真理子「中国における早期の子育て事情『一人っ子』『市場経済化』『早期からの教育』の各政策のもとで」<http://www.blog.cm.or.jp/lab/01/30.html> 2013.3.5.アクセス。

ii 伝統的な中国人の価値体系の中では家族が他の何よりも中心的であり、子どもの養育・教育を通してこの価値観を実現すること(繆建東『家庭教育社会学』南京師範大学出版社、1999年)

iii 付国偉「中国都市部における子育ての特徴に関する調査研究」において「3歳未満児の預け先は託児所と親族はそれぞれ42.3%であり、家政婦とその他は3%と12%」と指摘。『立命館産業社会論集』2006年3月

iv 一見 真理子「中国の幼児教育—二十年の変化と今後—」<http://www.cm.or.jp/LIBRARY/CJR/0003.HTM> 2013.3.7.アクセス